

草加市及び八潮市消防広域化協議会（第1回）の会議概要について

- 1 開催日時 平成25年4月5日（金）午後3時から午後4時まで
- 2 会 場 草加市文化会館1階レセプションルーム
- 3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり
- 4 報告事項
 - (1) 広域化協議会設置までの経過について報告された。
 - (2) 草加市八潮市消防広域化検討会報告書について報告された。
 - (3) 草加市八潮市消防広域化連絡会議の結果について報告された。
- 5 主な協議事項
 - (1) 協議第1号「会長及び副会長の選任について」
次のとおり承認された。
会 長 草加市長 田中 和明
副会長 八潮市長 多田 重美
 - (2) 協議第2号「草加市及び八潮市消防広域化協議会運営規程について」
草加市及び八潮市消防広域化協議会の実施に際し、会議の公開非公開、議事録の作成その他必要な事項について定めた。（別紙2参照）
 - (3) 協議第3号「草加市及び八潮市消防広域化幹事会設置規程について」
消防広域化の検討に当たり検討事項が多岐にわたることから、協議を円滑に進めるため、個別具体的な調整を実施する幹事会を設置。（別紙3参照）
 - (4) 協議第4号「広域化協議の基本方針について」
消防広域化の検討に当たり円滑な協議を実施するため、協議に当たっての基本原則、調整を行う際の基本的考え方、協議項目の抽出方法等の基本方針を定めた。（別紙4参照）

草加市及び八潮市消防広域化協議会（第 1 回）出席者名簿

（敬称略）

会 長	田 中 和 明	草 加 市 長
副 会 長	多 田 重 美	八 潮 市 長
委 員	大久保 伸 一	埼玉県東部地域振興センター所長
委 員	石 塚 光 宣	草 加 市 消 防 長
委 員	豊 田 勝 次	八 潮 市 消 防 長
委 員	垣 沼 喜代久	草 加 市 消 防 団 長
委 員	平 野 光 一	八 潮 市 消 防 団 長

...出席 ...欠席

草加市及び八潮市消防広域化協議会運営規程

平成 25 年 4 月 5 日 協議会承認

(趣旨)

第 1 条 この規程は、草加市及び八潮市消防広域化協議会規約（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 11 条の規定に基づき、草加市及び八潮市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、議長が会議に諮り、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

(会議録の作成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴者数（会議を公開した場合）
- (6) 非公開の理由（会議を非公開とした場合）
- (7) 会議の概要
- (8) その他

2 会議録には、議長が指名した 2 人以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人)

第 4 条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

- 2 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議場において議場の秩序を保持するために支障があると認められた者は、入場することができない。
- 3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。
- 5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(議決の方法)

第 5 条 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 5 日から施行する。

草加市及び八潮市消防広域化幹事会設置規程

平成 25 年 4 月 5 日 協議会承認

(幹事会の設置)

第 1 条 草加市及び八潮市消防広域化協議会規約 (平成 25 年 3 月 28 日施行) 第 9 条の規定に基づき、草加市及び八潮市消防広域化幹事会 (以下「幹事会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 幹事会は、次の事項について調整を行う。

(1) 草加市及び八潮市消防広域化協議会 (以下「協議会」という。) に報告又は提案する事項

(2) その他消防の広域化に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(座長及び副座長)

第 4 条 幹事会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は会務を総理する。

3 座長及び副座長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 幹事会の会議 (以下「会議」という。) は、座長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。

3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会及び作業グループ)

第 6 条 幹事会における調査、検討等の資料作成のため、幹事会に専門部会及び作業グループ (以下「専門部会等」という。) を置く。

2 専門部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第 7 条 幹事会は、所掌事務に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 幹事会の庶務は、草加市消防本部において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、座長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 5 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

	選出区分	
	行政機関の職員	市民の代表者
草加市	副市長	草加市町会連合会代表者
	総合政策部長	
	総務部長	
	消防長	
八潮市	副市長	八潮市消防委員会代表者
	まちづくり企画部長	
	税財政部長	
	消防長	
埼玉県	危機管理防災部消防防災課長	

広域化協議の基本方針

平成25年4月5日協議会承認

1 趣旨

消防広域化の検討に当たり円滑な協議の実施を目的として、協議に当たっての基本原則、調整を行う際の基本的考え方、協議項目の抽出方法等について定めます。

2 協議の基本原則

協議に当たっては、次の基本原則を確認した上で行うものとします。

(1) **一体性の確保**

消防広域化時に市民へ支障が出ないよう一体性の確保に努める。

(2) **市民サービス向上**

市民サービスの向上に努めます。

(3) **負担公平の確保**

行政格差が生じないように努めます。

(4) **健全な財政運営の確保**

広域化後において健全な財政運営に努めます。

(5) **行財政改革推進**

行財政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。

(6) **適正規模の事務事業推進**

広域化後の規模に見合った事務事業に努めます。

3 調整を行う際の基本的考え方

両市消防一元化の調整に当たっては、次の考えに従い調整するものとします。

(1) **両市消防行政の経緯・歴史の尊重**

広域化後にその効果が最大限発揮できるよう、これまでの経緯や歴史を尊重し、広域時に速やかな融合ができるよう努めます。

(2) 社会経済情勢等の考慮

社会経済情等を考慮する中で調整を進めます。

(3) 市民サービス影響への考慮

これまでの消防行政の質を考慮した上で、広域化により市民に大きな影響を与えるものは、試算等を行いながら調整します。

(4) 細部の調整

広域化協議会は、協議項目の調整方針を協議するものとし、細部にわたる事項については下部組織（幹事会又は専門部会）で調整します。ただし、協議会会長が重要であると判断した項目については、この限りではありません。

4 協議項目の抽出方法**(1) 協議事項の設定基準**

次の基準に基づき協議事項の原案を作成します。なお、協議事項の追加がある場合は、必要に応じて追加するものとします。

- ア 市民に大きな影響を与えるもの
- イ 課題解決に新たな予算を伴うもの
- ウ 調整が困難と思われるもの

(2) 協議事項の区分

協議事項は次の4つに分類します。

- A：基本的事項
- B：消防組織法、市町村消防の広域化に関する基本方針、その他の法令で定められている協議事項
- C：広域化時において円滑な一体化を図るため調整を要する事項
- D：その他必要な協議事項

5 調整方法

協議事項の調整方法は、次の区分に分けるものとします。

調整区分	概要
存続	広域化において特段の調整を要しないもので、現状どおりに事務の執行を行うもの。
一元化	
統合	2市いずれかの事務の制度や仕組みを広域組織に適用するもの。
広域化時	
広域化後	
再編	広域組織での運用を行うため、2市の制度等を元に、新たなものを作ること。
広域化時	
広域化後	
廃止	広域組織の財政運営や行政改革の観点から事務事業の在り方を見直すもの。
広域化時	
広域化後	

広域化時・・・広域組織設立の前日までに調整を完結させるもの。

広域化後・・・広域組織設立後、新たな組織で調整を行うもの。